

1. 実施目的

高知県ものべがわエリアの観光資源の魅力を発信し、ターゲット旅行者の興味関心・、来訪、購買意欲を喚起し、周遊促進および滞在時間の拡大が期待できるようなパンフレットを新たに制作し、エリアの認知、観光消費額の拡大に寄与することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 高知県ものべがわエリア総合観光パンフレット作成業務
- (2) 仕様書 : 仕様書(別紙1)を参照してください。
- (3) 期間 : 契約日から令和6年3月31日まで

3. 企画提案競争の方法等

高知県ものべがわエリア総合観光パンフレット作成業務(以下「本業務」という。)をより効率的・合理的に行うため、プロポーザル方式により、優れたノウハウ等を含む提案を受け、本業務の受注者を決定するものです。

4. 経費総額の提案上限額

本業務の経費総額の提案上限額は、250万円(消費税及び地方消費税を含む)です。なお、見積書には、提案合計金額とその内訳を提示してください。

5. 参加資格

本案件へ提案を行う者(以下「提案者」という。)は、下記の要件を満たす必要があります。

- (1) 高知県内に本社または支社を置く事業者

6. 参加申込期間

令和5年10月6日(金)～令和5年10月23日(月)午前10時必着

7. 質問の受付

本募集要項の内容に不明な点がある場合所定の質疑書に記入のうえ、10月15日(日)午後5時までにメール、もしくはFAXにてお送りください。

8. 参加申込方法

提案者は、参加申込書を作成し、下記の要領により提出してください。

- (1) 提出書類等 : ①参加表明書【様式1】
 - ②会社概要書【様式2】
 - ③見積書及び内訳明細書(任意様式)
 - ④企画提案書(任意様式)
 - ⑤サンプルページ(任意様式)

- (2) 提出期限 : ①参加表明書【様式1】 } 令和5年10月23日(月)
 ②会社概要書【様式2】 } 午前10時必着
- ③見積書及び内訳明細書(任意様式) } 令和5年11月10日(金)
 ④企画提案書(任意様式) } 午後5時必着
 ⑤サンプルページ(任意様式)

- (3) 提出方法 : 1. 上記①~⑤: 事務局宛て持参または郵送。
 2. 下記記入要領により提出してください。
 3. 提出書類は返却しません。

(4) 審査書類の記入要領

提出書類	様式及び内容	部数
①参加表明書【様式1】	○提案者の代表者印を押印してください。	正本1部
②会社概要書【様式2】		正本1部
③見積書及び 内訳明細書 (任意様式)	○見積書本業務に係る合計額を記載してください。デザインおよび印刷経費の区分が明確にわかるよう、見積書に内訳明細書を添付してください。 ○見積額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を提示し、カッコ書で消費税及び地方消費税額を記載してください。 ○事業名には「高知県ものべがわエリア総合観光パンフレット作成業務」と記入してください。	正本1部 (副本5部)
④企画提案書 (任意様式)	○任意様式で作成し、製本して提出してください。高知県ものべがわエリアの観光をPRするうえでの基本的な考え方がどのように反映されるかと、全ページの誌面構成がよくわかるような提案書を提出ください。事業の目的達成のための独自提案があれば反映すること。また、制作にあたっての体制図も提出ください。	正本6部
⑤サンプルページ (任意様式)	○企画提案書、仕様書に記載されている項目(独自提案含む)に基づいた高知県ものべがわエリアのパンフレットのサンプルを作成すること。構成、レイアウト等についてはできるだけ完成品をイメージできるものとする。サンプルページは各項目1ページずつ、	正本6部

	<p>1, 「表紙」 2, 「構成要素（５）」のページ 3, 「構成要素（５）」以外のいずれかのページ」 ※独自提案がある場合のみ 4, 独自提案のページ</p> <p>以上を3または4ページご提出ください。 サンプルページは完成品と同等のサイズと紙質でご提出ください。</p>	
--	--	--

9. 審査

提出された企画提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

(1) 令和5年11月17（金）

※上記は現時点での予定であり変更する可能性があります。

具体的な日時については、別途お知らせします。

(2) 場所 未定（南国市、香南市、香美市内）

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションの実施時間は、1つの提案者につき30分以内とし、企画提案の説明を20分程度、協議会からの質問及びその解答時間を10分程度とします。

イ プレゼンテーションに出席しなかった提案者は、失格とします。

ウ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とします。

オ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書とします。

結果通知：審査を行ったすべての提案者に対して、審査終了後1週間以内に通知書を発送します。審査により最高得点を得た提案者を契約予定者とします。契約予定者が参加資格を失った場合は、次点獲得者を契約予定者とします。なお、当協会と仕様並びに価格等協議のうえ、当協会の内部手続きを経て、本業務の受注者として決定されるため、契約予定者の通知をもって本業務の受注者を約するものではありません。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

本案件期間中に、上記5で規定する参加資格に抵触するに至ったとき

提案上限額を超える見積書を提出したとき

提案書類において虚偽の内容を記載したとき

提出期限までに必要書類の提出がないとき

提案に関して談合等の不正行為があったとき

正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき

審査の公平性を害する行為があったとき

前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、委員会が失格であると認めたとき

11. 契約

- (1) 企画提案書の提案内容を基に、契約を締結します。なお、契約後に委託内容の変更が必要な場合は、別途協議することとします。
- (2) 契約金額の支払は、本業務の履行検査後の支払となります。

12. 留意事項

- (1) 企画提案書、サンプルページ等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 審査後に本応募要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (4) 審査書類の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡してください。
- (5) 本業務の実施にあたって、業務の全部を他の事業者にも再委託することはできません。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 選考結果に対する異議申し立てはできません。
- (7) 提出書類および選考の結果に関しては非公開です。

13. 事務局（問合せ先・書類持ち込み先）

〒783-0004 高知県南国市大埴甲 1705-5 桜ビル 2 階

一般社団法人物部川 DMO 協議会

担当：池田・小笠原

TEL：088-802-5050 FAX：088-802-5051

E-mail：info@monobegawa.com